

○ 極東國際軍事裁判速記錄

第三號

であることを要求するものと信じます

○モーアー少佐 私の承知して居ります所に依れば、其の誤譯は、誤譯の訂正を提出すべきであ

亞米利加合衆國、中華民國、大不列顛北愛蘭聯合王國、「ソビエット」社會主義共和國、聯邦、漢洲聯邦、加奈陀、佛蘭西共和國、和蘭王國、新西蘭、印度及比比律賓國

被告 荒木 貞夫

肥原賢二
俊六

○清瀬辯護人 我々の方では何もありませぬ。裁判長、一昨日二十三名の被告の辯護人を申上げましたが、其の後六名の被告人は日本辯護人を選定致しました。此の際其の名前を申上げて下さいでありますか。

○ウエーブ裁判長 宜しい。

○小林辯護人 恐らく左様な心配があると思はれます。

○ウエッブ裁判長 本件は他の判士とも協議の必要があると思ひますが、前の「ケーウ」と同じやうに私一人で処分されると思ひます。

○小林辯護人 尚ほ此の機會に松岡洋右の辯護人として「ワーレン」少佐が選任せられましたこ

○キーナン検事　此の異議に關して私は何等はつきりした異議を認めないのであります。此の起訴状は英文に依つて此の法廷に提出されたものに於ける誤譯を訂正すれば此の議事は早く進行すると存じます。

平沼駿一郎
星野直樹
賀屋興宣
木村兵太郎
松井石根
板垣征四郎
廣田弘毅

由
埴
征
四
郎
戸
幸
一

原告四郎の辯護は山田半造辯護士が擔當されましたが、被告木村兵太郎の辯護は鹽原時三郎辯護士が擔當せられます。被告武藤草の辯護は岡本尙一辯護士が擔當されました。

○ワーレン陸軍少佐 私、ワーレン少佐は松岡洋石の「アメリカ」側辯護人であります。○ウエップ裁判長 本申出は休憩中に決定致します。

のであって、日本文は單なる便宜の爲に作ったものであります。随つて私は被疑事實認否の申立を行ふことを御願ひ致します。

南永野 修身 大川 周明 佐藤 賢了
 鈴木 貞一 嶋田繁太郎 東條 英機
 岡敬純 大島 浩 重光 葵 白鳥 敏夫
 武藤 章 東郷 茂徳 梅津美治郎

於テ
昭和二十一年五月六日(月曜日)
東京都舊陸軍省内極東國際軍事裁判所法廷

于南山詩三十分開壬

子前九詩三十分開壬

○ウエーブ裁判長　本日私達の此のテーブルの前にジャパンズ・レコード、日本の戦争に關する書類其の他のものが積まれて居ります。之に對して我々は何等責任を感じるものであります。是は反日のと思料されます。將來斯ういふ種類のことは許されないものであります。之に對して辯護團から何か附加へることがありますか。

○小林辯護人 裁判長、私は松岡洋右の辯護人
小林俊三であります。被告松岡は約六年前より
相當重い病氣で苦んで居るのでありますか、之に付て本日鑑定の申請を致して置きました。然るに二日間出廷致しましたので一段と悪化し、本辯護人が被告人に面會しました所に依れば、本日の出廷は極めて困難な状態にあつたのであります。就ては別に書面を提出して置きましたが、本日の御審理には被告松岡を退廷させて、控室にて休息することとの御許可を御願ひしたいのです。已むを得ざれば本人の有罪、無罪の回答をする時だけ出廷するに止められんことを御願ひ致します。尚ほ被告が退廷致しましても本辯護人は依然在廷致しますから、御審理を受くることは何等差支へがありません。終り。
○ウエーブ裁判長 被告松岡は直ぐに卒倒するやうなことがありますですか。

○コールマン海軍大佐 起訴状に於ける誤譯が訂正されるまで、被疑事實の認否の申立は延期すべきだと思ひます。

○ウエップ裁判長 訂正は極く不正確な所は少く、不十分であるとは思ひませぬので此の儘續けます。

○高柳辯護人 英文の「テキスト」と日本文の「テキスト」との間に、實質的に差違のある幾つかの點がござります。法律的效果を異にする字句がございます。随つて若しも起訴狀と云ふものが非常に重要な文書であり、又それに基づいて辯護側は議論の研究を進めなければならないのであるならば、起訴狀は法律的に極めて正確

○清瀬辯護人　一寸一言……只今キーナン検事の御言葉の中に、日本文の翻譯は單に便宜の爲であると仰しやいました。然るに御承知の通り此の法廷憲章は、日本語と英語と兩方で此の裁判を進行されると云ふことが担保されて居る、

○ウエーブ裁判長　被告は此の起訴状を讀んで居られる筈であります。而して其の内容は如何なるものであるかと云ふことを知つて居るべきであります。

○清瀬辯護人　云ふものは存在して居りませぬでした。でありますから本裁判所條例に従ひ、此の起訴状の内容が被告に徹底するまで御考慮を願ひたいと存じます。

英文の起訴状を日本文の起訴状に翻譯することは單に便宜の爲ではなくて被告人に對する公平な裁判をなす一つの擔保としてチャーターに憲章に規定されたものであります。後日の爲に私は其のことを數々述べて置きます。

○ウエップ裁判長 當法廷の規則に依りますと日本文の翻譯も同様に提供することになつて居ります。

○キーナン検事 本裁判所條例は此の裁判所の管轄をはつきり規定して居ります。此の問題になつて居る起訴状の被疑事實、即ち國際條約、國際保障に違反した侵略戰争を計畫し、組織し、開始し、遂行したことに付ての被疑事實は、英文に依つても日本文に依つても明瞭である筈であります。檢察團と致しまして本裁判所條例に従ひ、公平なる手續を完了したのであります。又此の起訴状を作るに當りましたして、相當日本人間の専門家を動員して作成したものでありますので適當と思ひます。でありますから此の裁判をどんく進行させて戴きたいと思ひます。

○ウエップ裁判長 被告に取りまして、最も重要なことは翻譯に間違ひがあるかないかと云ふ」とではなくて、起訴状に如何なる被疑者に對する起訴かしてあるかと云ふことを知ることであります。若し被告が自分に懸けられました犯罪に疑問があるならば、自分の辯護士に聽いて見ればはつきりすると思ひます。若し早期に誤譯があるならば、それは當然直されなければなりません。さうして犯罪の有罪か無罪を決定しなくてはなりません。

○キーナン検事 裁判長閣下、本裁判所の手續は定められて居るのであります。檢察團と致しまして、英語の起訴状は本裁判所に提出されて居ります。又其の日本語譯は忠實に譯され、忠實に間違ひないやうにチエックされたものであります。若し被告間に於て日本語の起訴状も英語の起訴状も分りにくい點がござりますれば、本裁判所には審査員が居りますので分りにくい點は其の審査員に聽けば分るのであります。であります。

ますから我々檢察團と致しましては間違ひのない日本語譯を提出したのであります。若しそこに誤譯がございましたならば、辯護團として、其の誤譯をはつきり指摘して戴きたいと存じます。

○ウエップ裁判長 少くとも此の裁判を運らせるることは適當でないと思ひますので、是非總ての議事を進行させて戴きたいと存します。

○ウエップ裁判長 被告は起訴状に書いてある誤譯でなくて、起訴事實を知つて居ると思ひます。

○ワーレン陸軍少佐 裁判長閣下、辯護團と致しまして本問題を此の議事を運らせる爲に持出した譯でございません。又さういふ風に解釋されるのも我々としては遺憾とする所でござります。唯辯護團と致しまして今後成べく時間を節約する爲に、本問題を成べく早く解決した方が宜いと存じますので、只今マイクを取られる前に申上げたいと思つた次第でござります。

○ウエップ裁判長 あなたは何時でも私が此の法律を了解して居る範圍に於ては出て来て申すことが出来ます。

○ワーレン陸軍少佐 今の所それで満足致します。

○ウエップ裁判長 被告に被疑事實の有罪、無罪を申立てることを要求致します。

○清瀬辯護人 裁判長。其の前に前提となる動議がござります。それから裁判官に對する忌避の申立もございます。アリーが行はれる前に御許しを願ひ度いと存じます。

○ウエップ裁判長 其の忌避申立とは何でありますか。

○清瀬辯護人 今申立てます。私は裁判官の別々に名位に對して忌避の申立を致したいのであります。其の理由は後に申上げますが、私は諸氏に對して效に忌避を申立てますけれども、敬意を失する。尊厳の念が少いからではないのであります。此の裁判をして眞に歴史的使命を完うせしむる爲に之を行はんとするものであります。其の場合には特別の規則を作らなくてはならぬと思ひます。

○ウエップ裁判長 あなたは此の裁判官の各々に個人的に忌避を申立てて居られるのですか。

○清瀬辯護人 左様です。

○ウエップ裁判長 各別々の事件に付きまして簡単に其の理由を述べて下さい。

○清瀬辯護人 それでは先づ裁判長サーウキリ、アム・フラットウエップ閣下に對する忌避の理由を述べます。

○ウエップ裁判長 如何なる理由ですか。

○清瀬辯護人 其の一つは正義と公平との要求の爲に、ウエップ卿がこの裁判をなされることは適當ではないと云ふことが一つ。次の二つは彼の昨年七月二十五日のボッダム宣言の趣旨を守つて此の裁判をするには、ウエップ卿は適當な人ではないと考へるのが二つであります。

○ウエップ裁判長 もう少し詳細に其の理由を申立てて下さい。

○清瀬辯護人 今直ちにそれを申述べます。第三はウエップ卿はニューギニアに於ける日本軍の不法行為に付て調査をせられた。それに對してオーストラリア政府に既にその意見を報告されて居る事實であります。是等三點に付て今ウエップ卿の要求に基き、少しく説明を加へます。

○ウエップ裁判長 私はニューギニア其の他の地方に於て、私が行ひました報告に關して、それが茲に私が裁判長として坐ることに關係のあることは思ひませぬ。當裁判は今体憩を宣します。さうして適當と思ふ時に再び開廷致します。私は今あなたの仰せられることに關與することは出來ませぬ。私としては——裁判所自身として之を続けるとしても、立會ふことは出來ませぬ。

○キーナン検事 若し裁判所に對する反対がございましたならば、それは文書にして提出すべきものであると思ひます。

○ウエップ裁判長 小さいことに依つてまで、此の法廷の議事進行が支配されることはないと思ひます。其の場合には特別の規則を作らなくてはならぬと思ひます。

○キーナン検事 若し——本裁判所の規定に對しては、檢察團とては、それを破棄することは差支へないと思ひますが、此の法廷の一般的官轄に付ての規定に關しては、若し異議があるならば、それは文書にして提出することを提議致します。

○ウエップ裁判長 第二番に聞きました所に依ると、さういふ一般的反対があるやうに思ひます。

○清瀬辯護人 忌避申立は憲章に謂ふモーションでもリカウエストでもアブリケーションでもなく、法廷に於て突壁に起るものであります。忌避申立までも書面を以て提出すると云ふことは、此の憲章の趣意でないと私は考へます。今裁判長は休憩を宣されましたから、休憩後に於て、私の忌避の理由を十分に、冷静に御聽き願ひたいと申ひます。ニューギニアの問題、裁判長のなさった報告、あの中にはアトロシティイーマーダーもあるのであります。それがやはり此の被告の責任となつて、此の法廷に出るのではありません。私は無關係とは信じませぬ。必ず關係があります。若し此のインダイメントの中からニューギニアの問題を省くといふならば別であります。

○ウエップ裁判長 私は條件を申すことは出来ませぬ。休憩を宣したいと思ひます。若し私の同僚裁判官が其の議論を聽きたいと思ふのであります。休憩を宣したいと思ひます。

○清瀬辯護人 今私の申上げたことの翻譯が少し間違つて居りますから、前段に付て一つ申し上げたいと思ひます。私の言つた一番初めのことは、憲章十條に法文總ての動議、申立、請求は開廷前に書面を以て出すと云ふことがありますけれども、忌避のやうな法廷で突壁に起るものを書面を以て用意すると云ふことではないと考へる旨を述べたので、それだけを訂正願ひます。

○キーナン検事(通譯なし)

○ウエップ裁判長(通譯なし)
午前十時二十分休憩

午前十時三十五分再開

○ノースコット判事 休憩中に當裁判所の各判事は、ウエップ裁判長を除きまして、本反対に開しまして討議致しました。各判事は私に裁判長の椅子に座つて其の結果を發表するやうに依頼しました。當裁判所の各判事は當裁判所の各判事別別に對する反対は許可しないことに決定しました。本裁判所條令第二條に依りますと、

判事は最高司令官マッカーサー元帥より任命されることはなつて居ります。隨て當裁判所と致しまして判事のどなたをも缺席させることは出来ませぬ。

○ウエップ裁判長 私は當法廷の裁判官を受諾致します前に、私の前歴に付きまして慎重に検討致したのであります。私は私の説が最も信用すべき凡ゆる法律者に依つて支持せられたことに確信を抱きました。

○清瀬辯護人 罪状認否の手續にお入り下さい前に、私共が過日書面を以て當裁判所の管轄に關する申立を出して置きましたが、それを此處で陳述するのが適切ではないか考へます。何となれば、此の申立の趣意が採用されますれば、罪状の中の一部は、認否を求める必要がなくなるのであります。それ故にそれは前掲問題であると存じます。

○ウエップ裁判長 被告は條件を附けて認否をする権利を持つて居ります。被告の権利はそれに依つて保障されて居ります。

○清瀬辯護人 それでは裁判長は今此の問題を直ちに法廷に出現しないでも、被告が後日此の申立書の範圍にあることを主張する機會をお與へになつて、それで認否を御進行になると云ふ意味でありますか。

○ウエップ裁判長 後日にやつて宜しいと云ふことであります。

○清瀬辯護人 それでは此の書面に含んで居る管轄に關する件を、全部留保致しまして、即ち被告が將來出すであらう。ブリーは此の事を條件として附するものと御諒解を願つて置きます。

○ウエップ裁判長 認否は一回限りでありますて、後日に於て管轄を疑ふことは出來ませぬ。

○清瀬辯護人 それであるならば是非今言はなければならぬと思ひますが……

○ウエップ裁判長 條件附でやつて宜しい。

○清瀬辯護人 それで分りました。それでは此の管轄に關すること、其の他の特殊申立を留保して認否をすることに御諒解を願ひます。別けでも管轄に關することは前提問題でありますから、速かにそれが審理されるやうに希望申上げて置きます。

○ウエップ裁判長 被告に認否を尋ねます。荒木貞夫、あなたは如何に申立てますか。有罪ですか、無罪ですか。

○ウエップ裁判長 其の件に付ては辯護人よりお答へをすることに致します。

○荒木被告 最後に書いてある平和、戦争、人道に關しての罪状に付ては、荒木の七十年生涯に於ける、自分の自信を失ふものであります。故に承服することとは出来ません。

○ウエップ裁判長 有罪、無罪の何れかを仰しやつて戴きます。

○荒木被告 承服することは出来ませぬ。無罪であります。

○キーナン検事 無罪と云ふ以外の言葉は全部記録から省いて戴きたいと思ひます。

○ワーレン陸軍少佐 被告の権利を護る爲に、被告の今言はれたことを是非通譯して戴きたい。

○ウエップ裁判長 土肥原賢二、あなたは有罪を申立てますか、無罪を申立てますか。

○橋本被告 無罪。

○ウエップ裁判長 煙俊六、あなたは有罪を申立てますか、それとも無罪を申立てますか。

○平沼被告 無罪を申立てます。

○ウエップ裁判長 平沼駿一郎、あなたは有罪を申立てますか、それとも無罪を申立てますか。

○ウエップ裁判長 廣田弘毅、あなたは有罪を申立てますか、それとも無罪を申立てますか。

○星野被告 無罪を主張します。

○廣田被告 無罪。

○ウエップ裁判長 星野直樹、あなたは有罪を申立てますか、それとも無罪を申立てますか。

○星野被告 無罪を主張します。

○ウエップ裁判長 板垣征四郎、あなたは有罪を申立てますか、それとも無罪を申立てますか。

○板垣被告 無罪。

○ウエップ裁判長 賀屋興宣、あなたは有罪を申立てますか、それとも無罪を申立てますか。

○賀屋被告 無罪を申立てます。

○ウエップ裁判長 佐藤賢了、あなたは有罪を申立てますか、それとも無罪を申立てますか。

○ウエップ裁判長 大島浩、あなたは有罪を申立てますか、それとも無罪を申立てますか。

○武藤被告 無罪。

○ウエップ裁判長 武藤章、あなたは有罪を申立てますか、それとも無罪を申立てますか。

○水野被告 無罪。

○ウエップ裁判長 岡敏純、あなたは有罪を申立てますか、それとも無罪を申立てますか。

○岡被告 無罪。

○ウエップ裁判長 佐藤良一、あなたは有罪を申立てますか、それとも無罪を申立てますか。

○重光葵、あなたは有罪を申立てますか、それとも無罪を申立てますか。

○佐藤被告 無罪。

○ウエップ裁判長 重光葵、あなたは有罪を申立てますか、それとも無罪を申立てますか。

○鷲田被告 無罪。

○ウエップ裁判長 白鳥放夫、あなたは有罪を申立てますか、それとも無罪を申立てますか。

○白鳥被告 無罪と申します。

○ウエップ裁判長 鈴木貞一、あなたは有罪を申立てますか、それとも無罪を申立てますか。

○鈴木被告 無罪。

○ウエップ裁判長 大川周明に關する有罪、無罪の認否は、本人が法廷に出得るやうになりまして取ることに致します。

○キーナン検事 只今より左の書類を證據と致

しまして、本裁判所事務局に提出し、其處で翻譯することになります。

○キーナン検事 さう區別は出来ませぬ。

○エップ裁判長 それでは番号を附けて載きます。

○メリカの文書とその他の文書のことと言つて居られるのでありますか。

○キーナン検事 先づ最初に、カイロ會議宣言、一九四三年即ち昭和十八年十二月一日、第

二にボッダム宣言、一九四五年即ち昭和二十一年七月二十六日、第三に、日本の條件附受諾、昭和二十年八月十日、第四に、日本政府條件附受諾に對するアメリカ國務長官の回答、一九四五

年、昭和二十年八月十一日、日本政府最後の受諾、一九四五年、昭和二十年八月十四日、日本側降伏文書、一九四五年、昭和二十年九月二日、モスコーカ會議協定、一九四五年、昭和二十一年十二月二十六日、極東國際軍事裁判所設定期、一般命令第七、聯合國最高司令部、一九四六年、昭和二十一年二月十五日、軍事裁判所構成員に關する事項、第十一、極東國際軍事裁判所手續規定。

○コールマン海軍大佐 辩護人側は記録の爲め只今提出された文書に關して異議を申立てます。

○エップ裁判長 其の一つは法廷管轄の件だと思います。

○コールマン海軍大佐 只今紹介された文書は記録の爲に提出されたとはいへ、之に依つて本裁判所の管轄が決定されるのではないかと思ひます。辯護團の立場から申上げまして、只今提出された各文書は、本裁判所の管轄を規定したことには存じます。

○エップ裁判長 最高司令官マツカーサー元帥の權限は國際法に基いて行使されて居ると云ふことに、關する反駁が豫想されて居りました。

○キーナン検事 印度代表の副檢察官を紹介致

します。ゴビンタ氏であります。

○ゴビンタ副檢察官起立

○キーナン検事 (通譯なし)

○エップ裁判長

○モーア少佐

○エップ裁判長

○モーア少佐

○キーナン検事 辩護人側に取つても檢察團の側に取つても適當なる手續として、各々必要の書類文書を本法廷に提示する日取を決める必要があると存じます。

○エップ裁判長

○ワーレン陸軍少佐 被告は全部英語が分らないのでありますから技術的設備が出来るまで今の方法に依つて辛抱して戴きたいと存じます。

○キーナン検事 檢察團と致しましても、辯護團と同様に、此の法廷に於て發言されたことは、總て翻譯されることを御願ひ致します。其の中に訊問が始まる時には、十分な設備が出来ると存じます。

○エップ裁判長 コート・リボーターに翻譯されない所を復誦させます。——休憩致します。

午前十一時十五分休憩

午前十一時三十二分再開

〔先程の主席検事の發言を攝擷んで申上げま

す。本裁判所の手續に從つて、必要な材料、文

書を提出することに付ては、辯護人團側に於

ても異議はないと存じます。そこで秩序正しい手

續を整ふる爲め、多少遅れるかも知れませぬが其

の證據を提出する日取を決めることを提議致し

ます。又其の間、本裁判所の管轄に關する、又は

本裁判所の根本的な管轄の問題に關しても、口

頭で斯様な文書を提出することを提議致しま

す。又本起訴狀に列舉されてある被疑事實を證

據立てる資料を、此の裁判所に提出する日を決めます。又其の間、本裁判所の管轄に關する、又は

本裁判所の根本的な管轄の問題に關しても、口

頭で斯様な文書を提出することを提議致しま

す。又本起訴狀に列舉されてある被疑事實を證

據立てる資料を、此の裁判所に提出する日を決めます。又其の間、本裁判所の管轄に關する、又は

本裁判所の根本的な管轄の問題に關しても、口

頭で斯様な文書を提出することを提議致しま

す。又本起訴狀に列舉されてある被疑事實を證

據立てる資料を、此の裁判所に提出する日を決めます。又其の間、本裁判所の管轄に關する、又は

本裁判所の根本的な管轄の問題に關しても、口

頭で斯様な文書を提出することを提議致しま

す。是形式的にあなたに言つたまでであります。さうすれば辯護人團側も其の辯護を準備する爲の時間を作出ると思つたからであります。

○清瀬辯護人 指揮の調査、管轄の問題に付て期間猶豫のことに付て、辯護士側の希望を申上げたいと存じます。辯護人側も、此の裁判は成るべく速かに、併しながら公正に進行させたいと存じます。併しながら此のアレンメントの期日は、餘りにも早かつた。被告の板垣、木村の如きは一昨々日東京に参りました。辯護人と會つたのは一昨日三分間であります。それ故に本案の證據調べに付ては、どうか今日より二月程の期間を與へられんことを希望致します。併しながら此の間に管轄の問題——本日問題になつて居ります裁判所管轄の問題、其の他の特殊動議等を、取調べる爲に、本日から三週間後于此の法廷をお開き願ひたいと存じます。——一寸、今翻譯は抜けたと思ひますが、セクション、管轄、其の他のことばかりではなく、裁判の形式問題に對することばかりではなく、裁判の形式問題に對する

こと、他のことも三週間後に御審理願ひたいと存じます。あなた方のスペシャル・セクションといつたやうな種類のものであります。

○エップ裁判長 異議を提出することに付て五

月二十一日から提出する

ことの、準備が出來て居ります。之に關して申上げたいことは、檢察團には非常な重荷が課せられて居る譯であります。檢察團と致しましては、十五年間の事項に關する調査、又幾千哩の地域に亘る譯であります。檢察團と致しましては、十

五年間の事項に關する調査、又幾千哩の地域に亘る譯であります。檢察團と致しましては、十

の深いものではありませんが、複雑なものではございません。でありますから一週間以内、十日以内に日取を決めて總ての動議を提出することを提議致します。

○コールマン海軍大佐 檢察團が言はれたやうに、此の總ての調査には相當の日數が掛つて居る譯であります。管轄問題は、今週中に片付けたからございます。もつと猶豫を戴きたいと存じます。

○エップ裁判長 異議を提出することは、今週の終りまでに、此の話を解決することに對して用意がござります。

○キーナン検事 檢察團と致しましては、今週の終りまでに、此の話を解決することに對して用意がござります。

○コールマン海軍大佐 被告の多くは、アメリカ人辯護人に辯護を依頼することに、なつて居るのであります。此の辯護人はまだ當地には着いて居ませぬ。少くも一週間以内に着くことは不可能だと思ひます。がら、もう少し時間を使いたいと存じます。

○キーナン検事 記録の爲に申上げますが、只今提示された日本側辯護團長の、コールマン大佐に伺ひたいと思ひます。アメリカ或は聯合國側の辯護人が、既に何名來て居るかといふことを伺ひたい。私の知つて居る範囲に於ては、相當來て居りますから、十分に間に合ふ筈ではな

いと存じます。

○ワーレン陸軍少佐 只今の所それに對しては、つきりしたことは申上げられませぬが、全部六名しか来て居ませぬ。昨日二名到着致しました。又我々の中の唯一人も二週間以上は、日本に滞在して居なかつたのであります。唯一日本人だけ居りましたが、是は他の仕事をして居りました。關係上、何等此の問題に付て知つて居ると云ふことはなかつたのであります。

檢察團は、數箇月の間充實したスタッフを以て仕事を纏めて來たのであります。我々辯護人團と致しましては、机もないのです。又我々が被告を辯護する上に於て、我々の任務は非常に重大であります。又米英的な正義觀に、依つて、辯護する意味に於て、此の期間は十分でないと思ひますが、私共は法廷に依つて決められる期間に依つて満足し、それに従つて出来るだけのことをする積りであります。

○ワエップ裁判長 被告は六月三日までに、證據を提出すべきであります。或は六月三日までに出来ないかも分りませぬが、時間は十分であります。

○ワーレン陸軍少佐 閣下の申される通りであります。併し我々は、十分なる時間を必要と致します。又總ての動議を提出する意味に於て、其の時間が必要と思ふのであります。

○ワエップ裁判長 管轄の問題等に關しましては辯護團は、東京辯護團から色々の忠言を得ることが出來ると思ひます。手續等に關しましては、アメリカの辯護團から聽かれることも澤山あると思ひます。管轄の問題に關しまして、早期に決定する必要があると思ひます。來週月曜日、十三日まで休廷致したいと思ひます。管轄問題に關しましては、一人のアメリカ人の辯護士と、一人の日本人の辯護士とが共同にそれを實行に移すことが出来ると思ひます。

法廷は月曜日、十三日午前九時三十分まで休廷致します。

午前十一時五十五分休廷